

水戸市の「風致地区」が地方分権改革の事例に掲載されました

2016/02



【概要】

水戸市において定められている「風致地区」について、条例の制定権限が茨城県から水戸市に移譲されたこととともなって「水戸市風致地区条例」が制定されましたが、これに関して内閣府から地方分権改革の事例として「地方分権改革事例データベース」に掲載されました。

【詳細】

水戸市では、水戸城跡や弘道館を中心とする「三の丸風致地区」や偕楽園や千波湖を中心とする「千波風致地区」など、7つの風致地区が定められています。

風致地区に関する条例の決定権限が水戸市に委譲されたため、水戸市において条例や建築・開発に関する基準等を検討する過程で、風致地区ごとに異なる特性や条件等に関する現況等の調査を実施し、これを踏まえた「風致保全方針」を定めるとともに、水戸市の地形上の特徴等を踏まえた独自の基準を定めたものです。

水戸市では、この条例や基準に基づいて建築や開発に関する許可を行うことで、「水戸らしい」風致の実現につながることを期待されています。

【弊社の関わり】

弊社では、風致地区に関する現況調査及び風致地区保全方針策定に関する業務をご支援させていただきました。

【関連リンク】

地方分権改革(内閣府) <http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

風致地区(水戸市) <http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000288/000361/001880/p015519.html>